

賃金の口座振込に関する協定

株式会社 と株式会社 労働組合とは、賃金の口座振込に関し、以下のとおり協定する。

第1条（目的）

会社は、従業員各人の申出または同意を得て賃金について口座振込の方法により支払うことができる。
2. 会社は各従業員の提出する「銀行口座振込依頼書」に基づき、その指定した銀行口座へ賃金を振り込むものとする。

第2条（対象となる従業員の範囲）

会社は、すべての従業員に対して口座振込を行う。

第3条（対象となる賃金の範囲およびその金額）

口座振込の対象となる賃金は、給与、賞与、退職金、 とし、その金額は とする。

第4条（取扱金融機関および取扱証券会社の範囲）

口座振込を行う金融機関等の範囲は、 、 、 とする。

第5条（口座振込の実施開始時期）

口座振込は、 年 月 日以降実施する。

第6条（協議事項）

本協定に基づく給与等の口座振込に関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と労働組合で対応を協議し、決定する。

第7条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、平成 年 月 日より平成 年 月 日までの1年間とし、会社、労働組合に異議のない場合には、1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

平成 年 月 日

株式会社
代表取締役社長

印

株式会社 労働組合
執行委員長

印